

ご家庭でのオンライン学習に必要な通信環境の整備費用を補助します！

以下をお読みいただき、ぜひ補助金の申請をご検討ください。
(申請書の交付は担任の先生等にお申し出ください。)

1. どのような人が対象になりますか？

下記の全てに該当する方が対象です。

- (1) 現在、大津市立小学校・中学校に在籍する児童・生徒のいる保護者。
- (2) 過去に大津市オンライン学習通信環境整備費補助金を受給していないこと。
- (3) 生活保護費や就学援助費で通信費に相当する費用を受給していないこと。
- (4) 携帯電話、スマホ、タブレットを除き、ご家庭に通信環境が無いこと。

2. どのような整備が補助対象になりますか？

- (1) 令和5年4月1日から同年10月31日までに通信環境を整備した費用
(4月1日以後に転入した児童・生徒は転入日から10月31日までに通信環境を整備した費用)
- (2) インターネット接続するための固定回線(光回線など)、モバイル回線(ホームルーターなど)を新規で整備する費用
- (3) 対象となる費用は以下のとおり(補助上限額は3万円です。)
 - ・(2)に係る工事費、契約料、その他初期費用。
 - ・上記費用に伴う、通信機器(ルーター等。スマホやパソコン等は除く。)の購入費用
(機器購入のみは補助対象外です!)
 - ・通信料(契約した月から3ヶ月分まで)

3. 補助の金額はいくらですか？

上限3万円です。3万円未満の費用は、その実費額となります。

※申請は1回限りとなりますので、ご注意ください。

4. 申請の期間は？

令和6年1月31日まで(郵送の場合、消印有効。)

ただし、予算額に達し次第、申請期間中でも受付を終了します。

(終了の場合は大津市ホームページにてお知らせします。)

5. 申請に必要な書類は？

次に掲げるすべての書類が必要です。

- (1) 大津市オンライン学習通信環境整備費補助金交付申請書兼請求書
- (2) 振込先の通帳(保護者名義の預金口座)の写し
 - ※振込先の店名、店番、預金種目、口座番号の記載されている欄の写しを添付
 - ※通帳がない場合、口座番号等の確認ができるキャッシュカードの写しでも可
- (3) 通信環境整備に係る契約書、レシート、通帳、クレジットカード明細など

裏面へ

6. 申請書の提出先はどこですか？

下記のいずれかの方法で申請をしてください。（学校や支所では受付は出来ません）

- ①学校 ICT 支援室（大津市役所 別館2階）の窓口で提出。（閉庁日を除く9時から17時まで）
- ②下記宛先に特定記録郵便で郵送（郵便追跡サービスで到着した控えを保存しておいてください）

【宛先】

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津市教育委員会事務局 学校 ICT 支援室

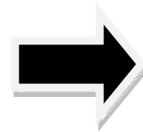
7. 特に注意をしていただきたいこと

- ・通信環境を整備してからの申請となりますが、補助対象外の期間や費用の場合、補助金が支給できませんので、ご不明な点があれば事前に学校 ICT 支援室までお問合せください。
- ・今後、恒常的に発生する通信費用は自己負担となります。
- ・キャッシュバック等があるプランを契約する場合、キャッシュバック等を差し引いた実費額を補助します。
- ・オンライン学習に使用していない場合、補助金の返還を求める場合があります。

8. その他

- ・詳細についてはQ&Aや大津市ホームページをご確認ください。

URL（ <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/070/2487/g/56814.html> ）



- ・ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

【お問合せ先】

学校 ICT 支援室

TEL：528-2620

（閉庁日除く9時から17時まで）

大津市オンライン学習通信環境整備費補助金 Q&A

| 項番 | 質 問 | 回 答 |
|----|--|---|
| 1 | 自宅にインターネット環境(通信環境)はありますが、オンライン学習のためにデータ通信の帯域の増量(100Mから1Gなど)の変更契約は補助金の対象となりますか | 補助対象外です。 ご自宅に初めて通信環境を整備する世帯を補助対象としています。 |
| 2 | テザリングで通信環境を整備する場合、スマートフォンの購入費用は補助金の対象となりますか。 若しくは、スマートフォンのテザリングでオンライン学習をするため、ギガ数を増やすなどの変更契約は補助金の対象となりますか。 | いずれも補助対象外です。 当該補助金ではテザリングによる通信環境整備は補助対象外としています。 |
| 3 | 恒常的な通信費の増加が心配なので、保護者のスマートフォンのテザリングでオンライン学習に対応しようと思っています。テザリングは補助対象外となっていますが、オンライン学習において何か問題があるのでしょうか | スマートフォンなどの機器は、テザリングが主目的の機器ではないため、補助対象外としていますが、テザリングでオンライン学習すること自体は問題ありません。 ただし、スマートフォンの料金プランによっては通信速度制限がかかる可能性があること、スマートフォンを持っての外出中は自宅でオンライン学習ができなくなることが考えられます。 ご家庭の状況に合わせてご検討ください。 |
| 4 | 通信会社と契約し、自宅にインターネット環境を整備しました。併せてタブレットを購入しましたが、購入費用は補助金の対象となりますか。 | 携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン若しくはSIMのみの購入費用は補助対象外です。 |
| 5 | WiFiルーターが古く、通信が安定せず、オンライン学習に支障があります。 WiFiルーターを買い換える費用は補助金の対象になりますか。 | 補助対象外です。 ご自宅に初めてインターネット環境を整備することに伴って通信機器を購入する場合は補助対象です。 |
| 6 | インターネット契約のその他の初期費用とは、何を想定していますか。 | 代理店等の手続きにおける事務手数料を想定していません。 |
| 7 | 契約を証する書類を紛失しました。どうすればいいですか。 | 通信会社又は販売会社に問い合わせの上、契約書等に代わる書類の作成を依頼してください。 |
| 8 | 通信契約者が保護者ではなく、同居している親族です。 補助金の対象になりますか。 | 契約を保護者以外の親族等が行い、その支払いも保護者以外の親族等が行っている場合は、補助対象外です。 支払いを保護者が行っている場合は、補助対象となります。(通帳など証明する資料が必要です。また、補助金の申請者と口座名義人は同一の必要があります。) |
| 9 | 子どもが2人いる場合、補助上限額(3万円)は6万円でしょうか。 | 一世帯、3万円が上限です。 |